

中央型運動教室の継続を求める決議

本市において、令和8年には高齢者人口が1万5千人以上になる見込みとされており、令和9年から令和11年度には後期高齢者が前期高齢者を上回り、以降その傾向が続くことから、介護需要の増大が予想されます。要介護と認定されると、経験上、維持することに時間を要し、介護予防の段階で対処することの大切さを痛感するという専門の方の声もあります。

現在、糸満市は要支援1・2が全国平均及び沖縄県平均を下回っている状況です。この結果は、社会福祉協議会職員の皆様の取組（中央型運動教室）が大きく影響している結果と思われます。実際に通われている方々から継続の要請書も出されており、継続を強く希望されています。「高齢者の自立して生きたい思いを理解してほしい」と添えられていきましたが、その言葉は当事者の切なる願いだと思います。

そして、要介護2・3の1人当たりの介護給付費は全国平均及び沖縄県平均、他の保険者を上回っている状況となっています。現在行われている中央型運動教室が廃止されることで、要介護者が増加していくことは容易に想像できます。実際に中央型運動教室を見学すると専門性があり、個々に合わせての声かけができ、リスクへの配慮もできています。またレベル的にも専門性があり、介護予防に大きく貢献していることは間違いないありません。要介護へ移行してしまうと、要支援に改善されることは容易ではないことを、皆様にも御理解頂きたいと思います。当事者からの要請書には「廃止は、将来の介護保険料負担の増大につながります」と記載されています。当事者自身も今後の財政が厳しい中、感じている現実です。

よって本市議会では、高齢者の健康、思い、生活を守るとともに以下の項目について要望することを決議する。

記

1. 高齢者の安心・安全、生き生きとした生活が送られるように中央型運動教室の継続を行うこと
2. これまで社会福祉協議会職員が頑張ってきた功績も含め、地域介護予防活動支援事業費の財源確保を行うこと
3. 上記1及び2に関し、動向や進捗状況を適宜、議会に報告すること

令和7年12月24日

糸満市議会